

※し尿収集日程は年1回の掲載です

1月は収集間隔が異なります。
ご注意ください



月曜

年月	令和8年												令和9年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
収集地区	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
永楽町、大塚町3～5、北大樋町、黄金の里1、辻子1～3、大蔵司1～3、竹の内町、塚脇1～5、西之川原1・2、登町、番田1・2、松が丘1～4、松川町、南大樋町、宮之川原1～5、宮之川原元町、若松町	13 27	11 25	8 22	6 20	3 17 31	14 28	12 26	9 23	7 21	11 25	8 22	8 22			
上牧町1～5、神内1・2、津之江町1～3、津之江北町、柱本全域	6 20	4 18	1 15 29	13 27	10 24	7 21	5 19	2 16 30	14 28	4 18	1 15	1 15 29			

火曜

年月	令和8年												令和9年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
収集地区	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
原（府道枚方亀岡線より東側）、東天川1～5	14 28	12 26	9 23	7 21	4 18	1 15 29	13 27	10 24	8 22	12 26	9 23	9 23			
玉川1～4、野田1～4、萩之庄1～5、八丁畷町、三島江全域	7 21	5 19	2 16 30	14 28	11 25	8 22	6 20	3 17	1 15	5 19	2 16	2 16 30			

水曜

年月	令和8年												令和9年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
収集地区	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
芥川町1～4、浦堂1～3、梶原1～6、上牧山手町、寿町1～3、下田部町1・2、道鶴町1～6、殿町、野田東1・2、原（府道枚方亀岡線より西側）、前島1～5、真上町1～5、緑が丘1～3	1 15 29	13 27	10 24	8 22	5 19	2 16 30	14 28	11 25	9 23	13 27	10 24	10 24			
赤大路町、大塚町1・2、大畑町、唐崎全域、西面全域、桜ヶ丘北町、三箇牧1・2、芝生町1～4、須賀町、富田丘町、富田町1～6、成合全域、如是町、東五百住町1～3、日向町、深沢町1、紅茸町、弥生が丘町	8 22	6 20	3 17	1 15 29	12 26	9 23	7 21	4 18	2 16	6 20	3 17	3 17 31			

木曜

年月	令和8年												令和9年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
収集地区	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
出灰、大冠町1～3、杉生、東和町、中畑、二料、萩谷、萩谷月見台、深沢本町	2 16 30	14 28	11 25	9 23	6 20	3 17	1 15 29	12 26	10 24	14 28	11 25	11 25			
岡本町、川久保、川西町1～3、郡家新町、奈佐原全域、南平台1～5、土室町、氷室町1～4、宮田町1～3	9 23	7 21	4 18	2 16 30	13 27	10 24	8 22	5 19	3 17	7 21	4 18	4 18			

金曜

年月	令和8年												令和9年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
収集地区	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
安満全域、古曾部町1～3、高垣町、田能、別所本町、緑町、山手町1・2	3 17	1 15 29	12 26	10 24	7 21	4 18	2 16 30	13 27	11 25	15 29	12 26	12 26			
井尻1・2、梶原中村町、上牧北駅前町、上牧南駅前町、郡家本町、五領町、清福寺町、塚原1～6、東上牧1～3、淀の原町	10 24	8 22	5 19	3 17 31	14 28	11 25	9 23	6 20	4 18	8 22	5 19	5 19			

くみ取り時のお願い

- くみ取り口の通路周辺や便槽のふたなどに障害物を置かないでください
 - ペット（犬・猫など）の放し飼いは、業務の妨げになります
 - 便槽に欠陥（亀裂など）があれば、至急修理をしてください
- 問合せ 清掃業務課／Tel669-1163

し尿くみ取りの届け出

- し尿くみ取り依頼や変更・停止は、資源循環推進課／Tel674-7193へ
- 上表日程以外の臨時のし尿くみ取り申し込みは2・3日前に、清掃業務課／Tel669-1163へ

手数料は期限までに納入を

し尿処理手数料は納付期限までに所定の金融機関か市役所、各支所で納付してください（近畿2府4県の郵便局でも可）。便利な口座振替をご利用ください。

問合せ 資源循環推進課／Tel674-7193